

令和2年度	業 務 委 託 設 計 書			
業務委託名	伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託（青山・大山田・上野）			
履行場所	伊賀市 青山・大山田・上野 地内			
業務金額	¥			
履行期間	契約締結日から 令和3年3月31日 まで		設計 令和3年 月	
	業 務 の 概 要		設計	検 算
青山地域、大山田地域及び上野地域における伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場設置 及び撤去業務 （伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場 45区画） 野立 85ヶ所 フェンス取付 33ヶ所 塀・壁取付 2ヶ所 合計 120ヶ所		業 種		業種コード

用途	名 称	摘 要	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考
A	直接業務費		1	式			
B	諸経費		1	式			
	業務価格						
	消費税及び地方消費税		1	式			10.00%
	業務金額						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
a	野立		1ヶ所	当たり			
	掲示板	45区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 7.280*1.365	1	枚			
	印刷費	枠、表題、番号	1	枚			
	木枠	米柵30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 4m	支柱 リース品	2	本			
	鋼管 3m	支柱 リース品	2	本			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	10	本			
	鋼管 1m	打込み杭及び支柱控え杭 リース品	10	本			
	クランプ	リース品	27	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	撤去跡埋戻し	砂	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	a の計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
b	フェンス取付		1ヶ所	当たり			
	掲示板	45区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 7.280*1.365	1	枚			
	印刷費	枠、表題、番号	1	枚			
	木枠	米柵30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 4m	横地 リース品	2	本			
	鋼管 3m	横地 リース品	2	本			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	5	本			
	クランプ	リース品	12	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	b の計						

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
c	塀・壁取付		1ヶ所	当たり			
	掲示板	45区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 7.280*1.365	1	枚			
	印刷費	枠、表題、番号	1	枚			
	木枠	米柵30*30 取付費含む	1	組			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	専用金具	リース品 (2個/組)	6	組			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	c の計						

伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託仕様書

- 業務委託名 伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場設置及び撤去業務委託
(青山・大山田・上野)
- 履行場所 伊賀市 青山地域、大山田地域及び上野地域
- 履行期間 契約締結日から 令和3年3月31日 まで
○掲示場設置開始日 契約締結後選挙管理委員会が指定する日
○掲示場設置完了日 令和3年3月21日(告示日)の7日前頃までに設置を完了すること
○掲示場撤去日 選挙終了後から令和3年3月31日まで
(選挙執行日は令和3年3月28日予定である)
- 業務の範囲 青山地域、大山田地域及び上野地域及び島ヶ原地域における伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場の設置及び撤去
○野立 85ヶ所
○フェンス取付 33ヶ所
○塀・壁取付 2ヶ所
- 掲示場設置後の巡視(公示日から投票日までの間) 1回
※掲示場の設置場所は選挙管理委員会の指示する位置とする。
- 規格等 伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場
掲示板はリサイクル型パルプ耐水ボード(白地)厚3.5mmとする。
文字、数字、枠線の色は黒色とし、区画数は45とする。
1区画の内寸は縦425mm・横435mmとする。
枠線の幅は15mm程度とする。

注意事項

受託者は、選挙を公正かつ適正に行わせようとする法の趣旨を十分に理解し、義務の不履行が一切許されないものであることを認識して施工にあたること。

撤去時は、候補者の選挙ポスターが貼付けられたままの場合があるため、掲示場の回収後、ポスターが散乱することの無いよう十分注意すること。

受託者は設置場所を確認し、掲示場の設置にあたり下刈りまたは枝払いが必要である場合は、土地所有者または管理者の承諾を得た上で行うこと。

なお、選挙管理委員会が指示する位置への設置が困難である場合は協議を行うものとし、その指示に従うこと。

受託者は設置に関し、常に安全に配慮すること。設置及び撤去の作業中は、歩行者や車の通行の妨げとならないよう注意すること。また、設置後も安全が保たれるように設置すること。特に、設置するために使用する工具や番線等で人が怪我をしたり、物が損傷したりしないよう処理すること（例：番線の端は折込んで、端先をビニールテープ等で保護する。釘が飛び出たままになっていない等。）。選挙管理委員会が指定する設置場所については、掲示場の設置後その裏面の写真を提示すること。

掲示場の設置及び撤去により道路その他工作物を破損させた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。

また、掲示場の設置に用いた副資材等は放置せずに持ち帰ること。

掲示場にかかる事故により第三者に損害を与えた場合には、受託者がその賠償の責を負うものとする。

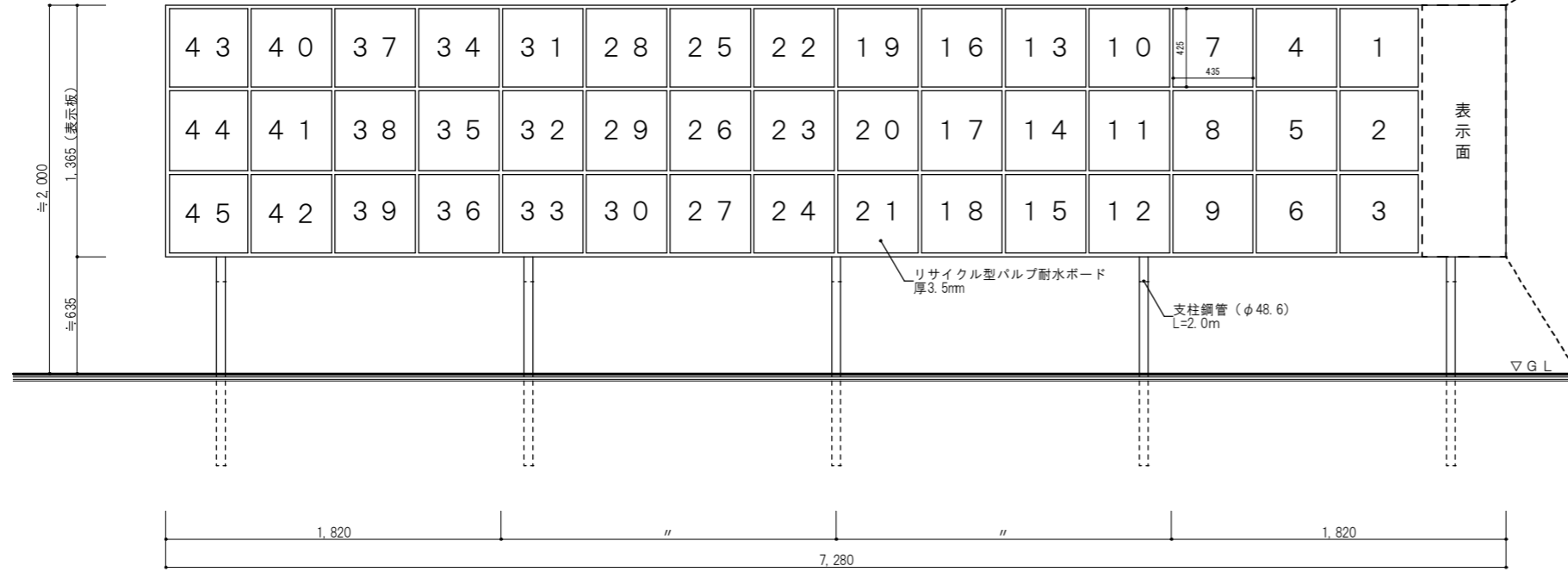
その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。

- 特記事項
- ・設置場所及び位置については、選挙管理委員会が指示する場所及び位置とすること。なお、これによりがたい場合には、選挙管理委員会へ報告し、その指示を受けること。
 - ・道路標識または防護柵等、道路付属物への添加となる場合には、事前に選挙管理委員会へ報告し、その指示を受けること。
 - ・設置後、告示日から投票日までの間に掲示板には破損等がないか見回りをを行い、その報告書を提出すること。（見回りは1回とする）
 - ・看板の設置に伴い、事前に承認願いを提出すること。
 - ・フェンス、塀その他構造物に設置する場合は、必要な場合を除き支柱等を設けない。
 - ・看板は防水性を有するものとする。
 - ・木製枠は米桐同等の木材とする。
 - ・単管はクランプ止め、掲示板は番線止めとする。
 - ・工事写真は、設置前・設置後・撤去後を撮るものとする。
 - ・全ての設置完了後、速やかに選挙管理委員会へ報告し確認を受けること。

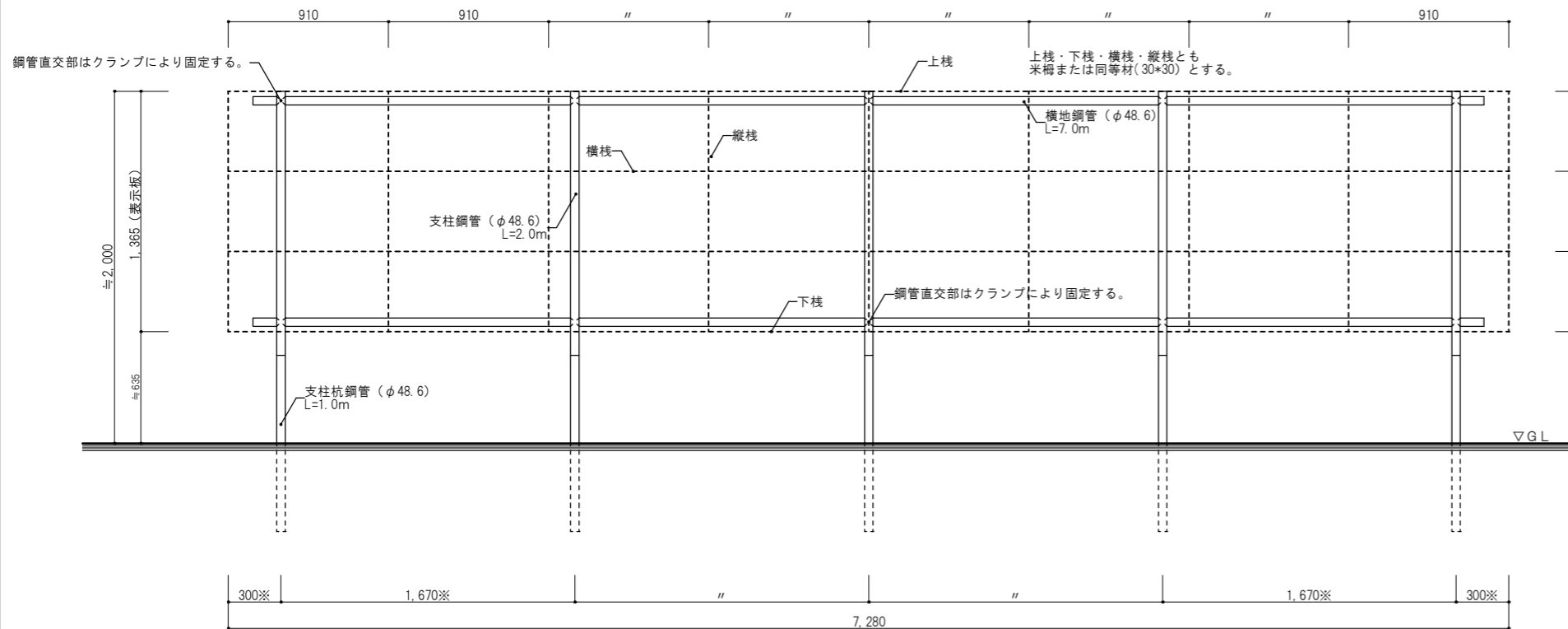
伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場

- 注意
- 一 ポスターは、指定された区画に貼ってください。
 - 二 この掲示場は、表示の選挙の候補者以外の方は、使用できません。
 - 三 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。（この掲示場の前への駐車は、「遠慮ください。」）

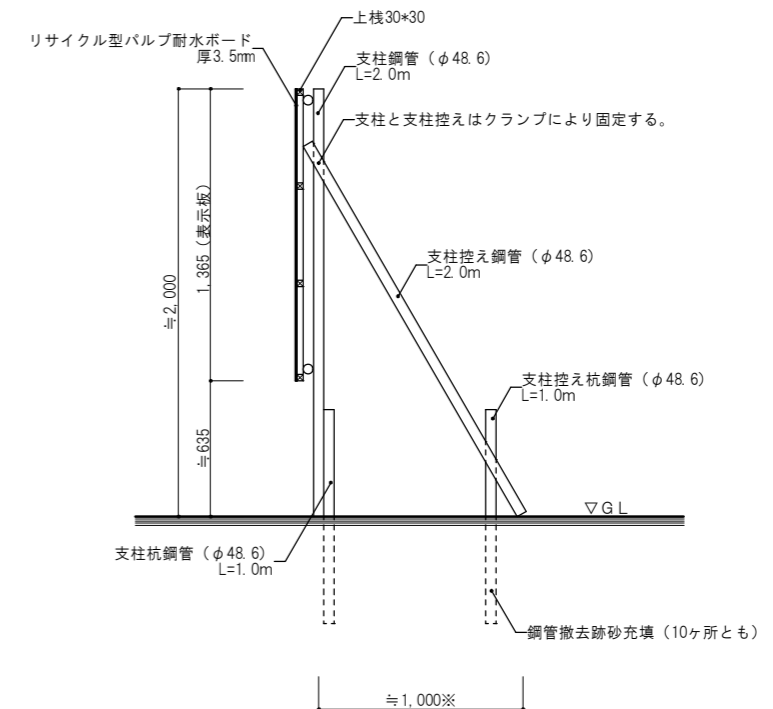
連番号 (地区・番号)
例 (伊賀 1 2)
例 (阿山 3 4)



正面図 S=1:25



背面図 S=1:25



※参考値とし、設置場所条件により変更は可能とする。

側面図 S=1:25

業務委託名	伊賀市議会議員選挙ポスター掲示場 設置及び撤去業務委託 (青山・大山田・上野)			No. 1
図面名称	正面図・背面図・側面図	図面名称	1/25	
部局名	伊賀市選挙管理委員会			